

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体には、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など多くの行政需要への対応が求められています。

さらに、近年多発している大規模災害対策や防災・減災事業の実施に加えて、新型コロナウイルス感染症に関して緊急な対応を要する様々な課題にも直面しています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」で、「2021年度の地方財政計画まで、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保する。」とし、令和2年度地方財政計画の一般財源総額は63兆4,318億円で、前年比1.2%増額となりました。

しかし、人口減少・超高齢化にともなう社会保障費関連や災害対策など複雑で多岐にわたる地方の財政需要に対応するために、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

よって、政府におかれましては、令和3年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すため、次の事項を実現されるよう強く要望します。

- 1 社会保障、感染症対策、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 新型コロナウイルス対策として、新たに政府が予算化した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、令和2年度の補正予算にとどまらず、感染状況や自治体における財政需要を把握しつつ、令和3年度予算においても、国の責任において十分な財源を確

保すること。

- 4 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。
- 5 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年6月30日

尾道市議会

関係行政庁あて